「東海東京証券の証券総合取引約款・規定集」変更等のお知らせ

変更内容を以下のとおりご案内いたします。ご確認いただきますようお願い申しあげます。

1. 「東海東京証券の証券総合取引約款・規定集」の改定概要

(1) 規定の新設

下表左欄に記載する規定を右欄に掲げる箇所に新設いたします。

「東海東京の証券総合取引約款」第78条の規定により同約款が解約されたとき。この場合は、当該解約日に特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。

「特定口座に係る上場株式等保管委託約款」第14条③ 「特定口座に係る上場株式等信用取引約款」第9条③

「特定管理口座保管委託約款」第7条第1項④

「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」第6条(4)

(2) 語句の読替え

下表左欄に記載する語句の読替えを、当該右欄に掲げる箇所について変更いたします。

「お取引口座」→「お取引サービス」	「東海東京の証券総合取引約款」第8章、第69条の2~第69条の4
「マルチサポート口座」→「あんしん総合サービス」	「東海東京の証券総合取引約款」第 69 条の 3
「ダイレクト口座」→「かんたんダイレクトサービス」	「東海東京ポイントサービス利用約款」第2条
「マルチサポートサービス約款」→「オンライントレー	「東海東京の紅光公人取引公勢」第3条
ド・コールセンター利用約款」	「東海東京の証券総合取引約款」第3条
「取引時確認書類」→「本人確認書類」	「東海東京の証券総合取引約款」第4条

(3) 変更日

平成 26 年 10 月 1 日

(4) その他

その他の変更につきましては2.新旧対照表をご参照ください(上記については省略させていただきます)。

2. 新旧対照表(下線部分改正)

東海東京の証券総合取引約款

第5条(証券総合取引お申込み方法、口座開設等)

3.前2項にかかわらず、お客様がインターネットその他当社 所定の方法により当社に必要事項を登録した場合には、総合 取引申込書等の提出があったものとみなします。

新

 $\underline{4} \sim \underline{6}$

(現行どおり)

第6条(お届印)

お客様はお申し込み時に、原則として、ご印鑑をお届出ていただきます。ただし、既にそのお届出がされている場合には、その印影がお届印鑑となりますので、改めてお届出ていただく必要はありません。

第33条(免責事項)

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責めを負いません。

- (1) 当社が、当社所定の証書に<u>押印</u>された印影とお届印鑑が相 違ないものと認め、または本人確認書類等による確認のう え、保護預り有価証券をご返還した場合
- 2、保護預り有間証券をこれない。 (2) 当社が、当社所定の証書に<u>押印された印影がお届印鑑と相違するため、または本人確認書類等によりご本人の確認ができなかったため、</u>保護預り有価証券をご返還しなかった場合

第65条 (ATM 等の操作および故障時の取扱い)

2. ATMの故障や停電で東海東京カードが使用不能な場合、 別途注文をお受けしたり、お届印の<u>押印または本人確認書</u> 類の提出等を求めることがございます。

第73条(届出事項等の変更)

1. 改名、転居およびお届印の変更(第2項に定める、印章を 喪失された場合のお届印の改印を除きます。)などお申込事 項、当社へのお届出事項および内部者登録事項に変更があっ たときは、所定の手続きによって遅滞なくその旨を当社に届 け出るものとします。なお、必要な場合には、当社所定の「変 更届」その他の書面に必要事項を記載し、お届印を<u>押印また</u> は本人確認書類の提出等をしていただきます。また、変更事 項により「戸籍抄本」「住民票」等の書類等を添付してご提出 していただく場合があります。

第5条(証券総合取引お申込み方法、口座開設等)

(新設)

旧

<u>3</u>∼<u>5</u>

(省略)

第6条(お届印)

お客様はお申し込み時にご印鑑をお届出ていただきます。 ただし、既にそのお届出がされている場合には、その印影がお届印鑑となりますので、改めてお届出ていただく必要はありません。

第33条(免責事項)

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責めを負いません。

- (1) 当社が、当社所定の証書に<u>押なつ</u>された印影とお届印鑑が 相違ないものと認め、保護預り有価証券をご返還した場合
- (2) 当社が、当社所定の証書に押なつされた印影がお届印鑑と相違するため、保護預り有価証券をご返還しなかった場合

第65条(ATM 等の操作および故障時の取扱い)

2. ATMの故障や停電で東海東京カードが使用不能な場合、 別途注文をお受けしたり、お届印の<u>押なつ</u>を求めることが ございます。

第73条(届出事項等の変更)

1. 改名、転居およびお届印の変更(第2項に定める、印章を 喪失された場合のお届印の改印を除きます。)などお申込事 項、当社へのお届出事項および内部者登録事項に変更があっ たときは、遅滞なくその旨を当社に届け出るものとします。 なお、必要な場合には、当社所定の「変更届」その他の書面 に必要事項を記載し、お届印を<u>押捺</u>していただきます。また、 「戸籍抄本」「住民票」等の書類を添付してご提出していただ く場合があります。

新

第76条(本約款における免責事項)

当社は、次に掲げる損害等は、その責めを負いません。

- (1) 当社所定の各お申込み書等に<u>押印</u>された印影とお届印鑑と を相当の注意をもって照合し相違ないものと認めて<u>、また は本人確認書類等による確認のうえ、</u>お申込みの取扱いを 行ったことにより生じた損害
- (2) 当社所定の証書等に<u>押印された印影とお届印鑑とを相当の注意をもって照合し相違ないものと認めて、または本人確認書類等による確認のうえ、</u>お預りした有価証券または金銭をご返還したこと、および有価証券をお客様の指定する口座管理機関等へ振替えたことにより生じた損害
- (3) 当社所定の手続きにより返還または振替等のお申し出がなかったため、または当社所定の証書等に<u>押印</u>された印影がお届印鑑と相違するため、<u>もしくは本人確認書類等により</u>ご本人の確認ができなかったため、お預りした有価証券または金銭をご返還またはお客様の指定する口座管理機関等に振替等しなかったことにより生じた損害

第76条(本約款における免責事項)

当社は、次に掲げる損害等は、その責めを負いません。

旧

- (1) 当社所定の各お申込み書等に<u>押捺</u>された印影とお届印鑑と を相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてお申 込みの取扱いを行ったことにより生じた損害
- (2) 当社所定の証書等に<u>押捺</u>された印影とお届印鑑とを相当の 注意をもって照合し、相違ないものと認めてお預りした有 価証券または金銭をご返還したこと、および有価証券をお 客様の指定する口座管理機関等へ振替えたことにより生じ た損害
- (3) 当社所定の手続きにより返還または振替等のお申し出がなかったため、または当社所定の証書等に<u>押捺</u>された印影がお届印鑑と相違するため、お預りした有価証券または金銭をご返還またはお客様の指定する口座管理機関等に振替等しなかったことにより生じた損害

株式等振替決済口座管理約款

新

第5条(当社への届出事項)

1.「総合取引申込書」に押印された印影、記載された住所、氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届印およびお届出の住所、氏名または名称、生年月日等とします。

第11条(振替の申請)

2. お客様が振替の申請を行うにあたっては、あらかじめ、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して、または本人確認書類等とともにご提出ください。

第39条(免責事項)

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- (2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名) を届出の印鑑(または署名鑑) と相当の注意をもって照合し相違ないものと認めて、または本人確認書類等による確認のうえ、振替株式等の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- (3) 依頼書に使用された印影(または署名)が届出の印鑑(または署名鑑)と相違するため、<u>または本人確認書類等によりご本人の確認ができなかったため、</u>振替株式等の振替をしなかった場合に生じた損害

第5条(当社への届出事項)

1. 「総合取引申込書」に押印された印影<u>および</u>記載された住 所、氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者 の役職氏名等をもって、お届印およびお届出の住所、氏名ま たは名称、生年月日等とします。

旧

第11条(振替の申請)

2. お客様が振替の申請を行うにあたっては、あらかじめ、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)してご提出ください。

第39条(免責事項)

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責 を負いません。

- (2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて振替株式等の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- (3) 依頼書に使用された印影(または署名)が届出の印鑑(または署名鑑)と相違するため、振替株式等の振替をしなかった場合に生じた損害

振替決済口座管理約款

车

第4条(当社への届出事項)

「総合取引申込書」に押印された印影、記載された住所、 氏名等をもって、お届印鑑、およびお届出の住所、氏名等と します。

第18条(免責事項)

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責めを負いません。

- (1) 当社が、当社所定の証書に<u>押印</u>された印影とお届印鑑が相 違ないものと認め、<u>または本人確認書類等による確認のう</u> え、振決国債の元金または利子の支払いをした場合
- (2) 当社が、当社所定の証書に<u>押印</u>された印影がお届印鑑と相違するため、<u>または本人確認書類等によりご本人の確認ができなかったため、</u>振決国債の元金または利子の支払いをしなかった場合

第4条(当社への届出事項)

「総合取引申込書」に押印された印影<u>および</u>記載された住所、氏名等をもって、お届印鑑、およびお届出の住所、氏名等とします。

旧

第18条(免責事項)

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責 を負いません。

- (1) 当社が、当社所定の証書に<u>押なつ</u>された印影とお届印鑑が 相違ないものと認め、振決国債の元金または利子の支払い をした場合
- (2) 当社が、当社所定の証書に<u>押なつ</u>された印影がお届印鑑と 相違するため、振決国債の元金または利子の支払いをしな かった場合

旧

一般債振替決済口座管理約款

第5条(当社への届出事項)

「総合取引申込書」に押印された印影、記載された住所、 氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届印鑑、およびお届出の住所、氏名または名称、生年月日等とします。

第5条(当社への届出事項)

「総合取引申込書」に押印された印影<u>および</u>記載された住所、氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届印鑑、およびお届出の住所、氏名または名称、生年月日等とします。

第19条(免責事項)

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責 を負いません。

新

- (2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(または 署名)をお届印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもっ て照合し相違ないものと認めて<u>、または本人確認書類等に</u> よる確認のうえ、一般債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事 故があった場合に生じた損害
- (3) 依頼書に使用された印影(または署名)がお届印鑑(ま たは署名鑑)と相違するため、または本人確認書類等によ りご本人の確認ができなかったため、一般債の振替をしな かった場合に生じた損害

第19条(免責事項)

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責 を負いません。

旧

- (2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(または 署名)をお届印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもっ て照合し、相違ないものと認めて一般債の振替または抹 消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、 変造その他の事故があった場合に生じた損害
- (3) 依頼書に使用された印影(または署名)がお届印鑑(ま たは署名鑑)と相違するため、一般債の振替をしなかった 場合に生じた損害

旧

短期社債等振替決済口座管理約款

第5条(当社への届出事項)

「総合取引申込書」に押印された印影、記載された住所、 氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の役 職氏名等をもって、お届出の氏名または名称、住所、生年月 日、印鑑等とします。

第6条(振替の申請)

2. お客様が振替の申請を行うにあたっては、その4営業目前 までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届 出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して、 または本人確認書類等とともにご提出ください。

第18条(免責事項)

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責 を負いません。

- (1) 第12条第1項による届出の前に生じた損害
- (2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(または署 名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって 照合し相違ないものと認めて<u>、または本人確認書類等によ</u> る確認のうえ、短期社債等の振替または抹消、その他の取 扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の 事故があった場合に生じた損害
- (3) 依頼書に使用された印影(または署名)が届出の印鑑(ま たは署名鑑)と相違するため、<u>または本人確認書類等によ</u> りご本人の確認ができなかったため、短期社債等の振替を しなかった場合に生じた損害

第5条(当社への届出事項)

「総合取引申込書」に押印された印影および記載された住 所、氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者 の役職氏名等をもって、お届出の氏名または名称、住所、生 年月日、印鑑等とします。

第6条(振替の申請)

2. お客様が振替の申請を行うにあたっては、その4営業日前 までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届 出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して ご提出ください。

第18条(免責事項)

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責 を負いません。

- (1) 第12条第1項による届出の前に生じた損害
- (2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影 (または署 名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって 照合し、相違ないものと認めて短期社債等の振替または抹 消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、 変造その他の事故があった場合に生じた損害
- (3) 依頼書に使用された印影(または署名)が届出の印鑑(ま たは署名鑑)と相違するため、短期社債等の振替をしなか った場合に生じた損害

投資信託受益権振替決済口座管理約款

第6条(振替の申請)

2. お客様が振替の申請を行うにあたっては、あらかじめ、次

に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章 (または署名) により記名押印(または署名) して、または 本人確認書類等とともにご提出ください。

第 19 条(免責事項)

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責 を負いません。

- (1) 第12条第1項による届出の前に生じた損害
- (2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(または署 名)をお届印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合 し相違ないものと認めて、または本人確認書類等による確認 のうえ、投資信託受益権の振替または抹消、その他の取扱い をしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故が あった場合に生じた損害
- (3) 依頼書に使用された印影(または署名)がお届印鑑(ま たは署名鑑)と相違するため、<u>または本人確認書類等により</u> ご本人の確認ができなかったため、投資信託受益権の振替を しなかった場合に生じた損害

第6条(振替の申請)

2. お客様が振替の申請を行うにあたっては、あらかじめ、次 に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章 (または署名) により記名押印(または署名) してご提出く ださい。

旧

第19条(免責事項)

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責 を負いません。

- (1) 第12条第1項による届出の前に生じた損害
- (2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(または 署名)をお届印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもっ て照合し<u>、</u>相違ないものと認めて投資信託受益権の振替ま たは抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類につい て偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- (3) 依頼書に使用された印影(または署名)がお届印鑑(ま たは署名鑑)と相違するため、投資信託受益権の振替をし なかった場合に生じた損害

3

第24条(届出事項)

申込者は、住所(または所在地)、氏名(または名称)およ び印鑑等を当社所定の書類<u>または方法</u>により当社に届け出る ものとします。

第30条(免責事項)

次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。 (3) 当社所定の書類に押印した印影とお届印鑑とが相違ないも のと当社が認めて、<u>または本人確認書類等による確認のう</u> 金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処 理が行われたことにより生じた損害

第 24 条(届出事項)

申込者は、住所(または所在地)、氏名(または名称)およ び印鑑等を当社所定の書類により当社に届け出るものとしま す

IB

第30条(免責事項)

次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。 (3) 当社所定の書類に押印した印影とお届印鑑とが相違ないも のと当社が認めて、金銭の授受、保管の委託をした証券の 返還その他の処理が行われたことにより生じた損害

オンライントレード・コールセンター利用約款

第21条(申し込み)

1 電子交付サービスの申し込みは、原則として、お客様が、当 社のオンライントレード認証画面にログインし、登録情報 照会画面より当社へ申し込むものとし、当社は、当該申し 込みを確認できたものに限り、電子交付サービスの提供を 行うものとします。

第21条(申し込み)

1 電子交付サービスの申し込みは、お客様が、当社のオンラ イントレード認証画面にログインし、登録情報照会画面よ り当社へ申し込むものとし、当社は、当該申し込みを確認 できたものに限り、電子交付サービスの提供を行うものと します。

旧

東海東京ポイントサービス利用約款

第2条(本サービスの対象者)

本サービスをご利用できるお客様は、「証券総合取引約款」 第8章に定める「あんしん総合サービス」または「かんたん ダイレクトサービス」(以下、両サービスにもとづく口座を 「対象口座」といいます。)をご利用する個人のお客様ご本人に限ります。ただし、当社の判断によりご利用を制限させ ていただく場合があります。

第6条(商品等との交換)

1. 当社は、当社所定の基準・方法により、お客様のポイント を商品等へ交換し、商品等へ交換したポイントを減算します。

第7条(商品等の送付)

当社は、お客様へ商品等を送付するときは、「東海東京の証 券総合取引約款」(以下、「証券総合取引約款」といいます。) に基づき届出されているご住所または電子メールアドレスへ 当該商品等を発送いたします。

第12条(免責事項)

当社は、次に掲げるお客様または第三者の損害について は、その責任を負わないものとします。

- (2) 第7条に規定する住所または電子メールアドレスに商品等 を発送したにもかかわらず、宛先不明、受取り拒否、<u>電子</u> メールの受信エラー等により、その商品等をお届けできな かったことによる損害
- (3) 第7条に規定する住所または電子メールアドレスに発送た商品等が有効期限内にご利用されず無効となったこと よる損害 (4) ~ (5)

(現行どおり)

旧 第2条(本サービスの対象者)

本サービスをご利用できるお客様は、 「証券総合取引約款」 第8章に定める「マルチサポート口座」または「ダイレクト 口座」(以下、両口座を「対象口座」といいます。)をご利用 する個人のお客様ご本人に限ります。ただし、当社の判断に よりご利用を制限させていただく場合があります。

第6条(商品等との交換)

1. 当社は、当社所定の基準・方法により、お客様のポイント を商品等へ自動交換(お客様の交換申請は不要です。)し、 商品等へ交換したポイントを減算します。

第7条(商品等の送付)

当社は、お客様へ商品等を送付するときは、「東海東京の証 券総合取引約款」(以下、「証券総合取引約款」といいます。) に基づき届出されているご住所へ当該商品等を発送いたしま す。

第12条(免責事項)

当社は、次に掲げるお客様または第三者の損害について は、その責任を負わないものとします。

(2) 第7条に規定する住所に商品等を発送したにもかかわら ず、宛先不明、受取り拒否等により、その商品等をお届けできなかったことによる損害

(新設)

 $(3) \sim (4)$ (省略)

非課税上場株式等管理に関する約款

(非課税口座内上場株式等の払出し)

第8条 非課税口座から上場株式等の全部又は一部の払出しの 申出があった場合(第5条第1項第2号により取得する上 場株式等で非課税口座に受け入れなかったものであって 非課税口座に受け入れた後直ちに当該非課税口座から払出 されたものとみなされるものを含みます。)及びお客様の相 続人・受遺者による相続・遺贈の届出があった場合には

非課税口座から払出しをします。 前項の払出しの場合、当社は、お客様に対し、当該払出し をした上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に 規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各 号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子 情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利 用する方法により通知します。

ただし、非課税口座内上場株式等が特定口座に払出される 場合は、当社は、当該払出しに係る通知を省略することが できるものとします。

(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

第8条 非課税口座から上場株式等の全部又は一部の払出しが あった場合(第5条第1項第2号により取得する上場株式等 で非課税口座に受け入れなかったものであって、非課税口座 に受け入れた後直ちに当該非課税口座から払い出されたもの とみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様に対し、 当該払出しをした上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る 同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を 利用する方法により通知します。

IB

ただし、非課税口座内上場株式等が特定口座に払い出される 場合は、当社は、当該払出しに係る通知を省略することがで きるものとします。

以上